

公益法人の変更届出

今回は、公益法人の変更届出について概説する。

(ポイント)

- 変更届出とは
- 変更届出が必要な場合
- 公益目的事業又は収益事業の内容の変更

1. 変更届出とは

公益認定を受けて公益法人となった後、これらの申請した事項を変更する場合において、行政庁に対し、変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る手続きを『変更届出』といいます。変更前に、あらかじめ行政庁へ届け出る手続きである変更認定申請に比べて、軽微な変更など比較的重要性が低い事項が対象となります。

2. 変更届出が必要な場合

以下の事項に変更があった場合には、行政庁に対し、変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る必要があります。

- 法人の名称又は代表者の氏名の変更
- 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
- 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
- 定款の変更
- 理事、監事、評議員又は会計検査人の氏名若しくは名称の変更
- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- 事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

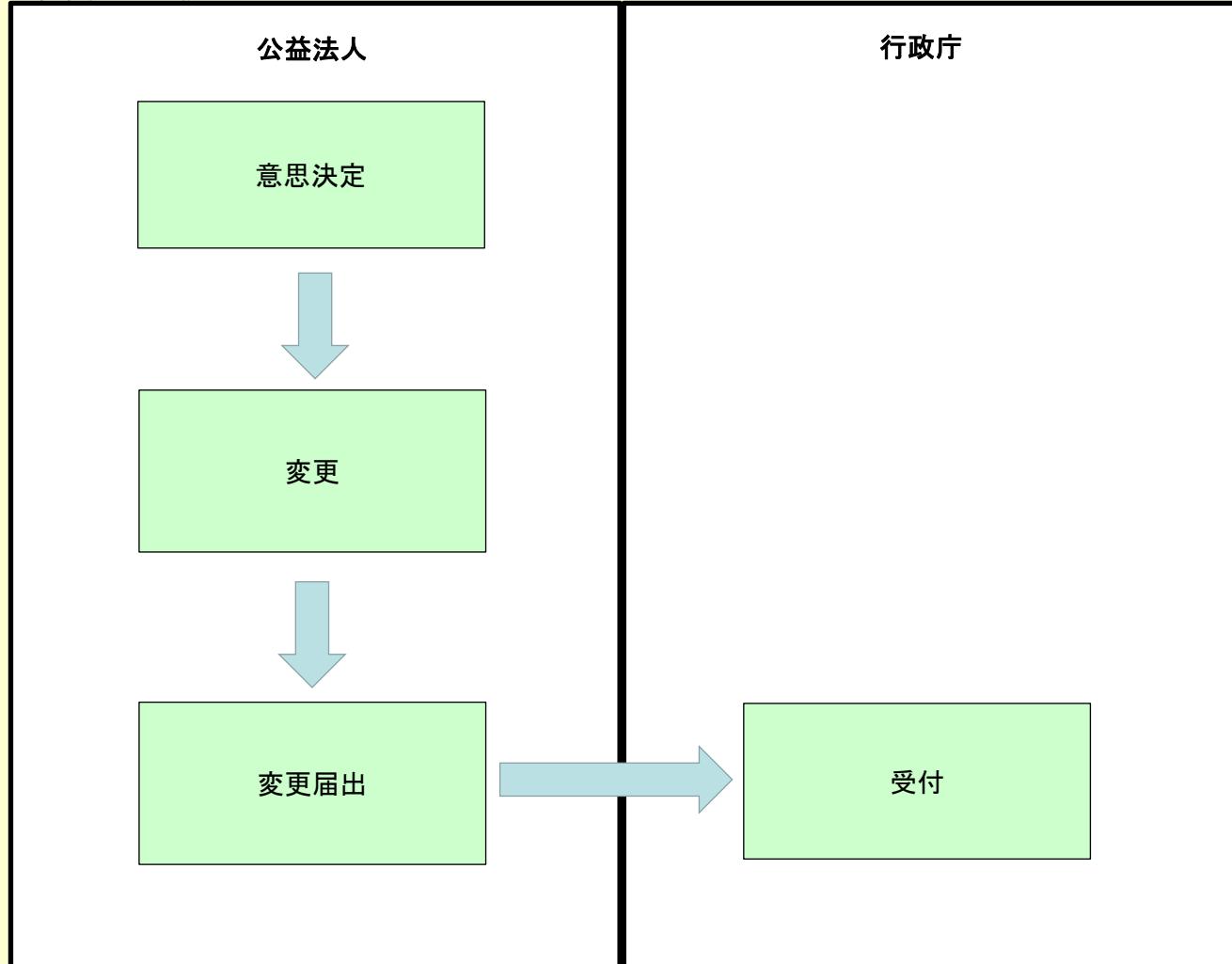
3. 公益目的事業又は収益事業の内容の変更

基本的には、新規事業の追加や既存事業の廃止などを場合には、変更認定申請が必要となります。ただし、事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

(裏面に続く)

公益法人の変更届出

変更届出手続の流れ



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益法人の変更届出>

各法人において、情報発信ツールとしてニュースレターやプレスリリースを活用しているケースも多いのではないだろうか。行政庁が当該ニュースレターやプレスリリースにより公益目的事業又は収益事業の内容の変更の事実を知るケースも多いという。本来であれば、変更認定申請とは変更前に、あらかじめ行政庁へ届け出る手続きであることに今一度留意していただきたい。しかしながら、変更認定手続が必要であるのか、変更届出手続きで足りるのかという判断は迷うケースも多いと思われる。いずれの変更手続を行うべきか等について判断に迷う場合には、事前に行政庁に相談するなど、慎重な対応をしていただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。